

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年（2024 年）3 月 26 日付け令 5 厚政第 1227 号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和 6 年 3 月 17 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「〔〇〇課〕別添のとおり、※□で囲んだ部分に関する文書すべて（メモ含む）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

本件請求に対し、請求のあった公文書は、作成又は取得しておらず存在しないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 6 年 4 月 2 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由（添付書類は省略）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書は存在しないことを理由として、実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点につい

て検討する。

本件請求に係る公文書開示請求書に添付された〇〇の建て替えに係る人事異動発表のニュース記事による審査請求人の主張は些か唐突であること、審査請求人の主張以外に本件請求に係る公文書の存在を推認できる根拠も特に見当たらないことから、本件請求のあった公文書は存在しない、との実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 6 年 5 月 2 2 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7 年 7 月 2 4 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 1 0 月 1 0 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年8月31日まで）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年10月10日現在）